

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等	・ ・	法人名	()
---------------	-----	-----	-----

別表十七(三)の六

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

内額等法人当額の控除対象額所得計	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の六)付表「31」)	1	円
	法人税の額 (別表一「10」-別表六(五)の二)「7」)	2	
	法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	4	
連税結法人相の当個別の控除対象の所得計	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三)の六)付表「31」の合計)	5	
	法人税の額 (別表一の二「10」-別表六の二(二)の二)「7」)	6	
	法人税の額から控除する金額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	8	
各額控の連か個除対個別法控所帰人除得属のす額額法人等相計税個当の別額算	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の六)付表「31」)	9	
	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
	個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地方法人税の額から控除する金額 (8)と((別表一の二「38」)-(別表六の二(二)の二)「34」)のうち少ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個別帰属額 $(14) \times \frac{(12)}{(13)}$	15	